

利用契約書

社会福祉法人 福角会
福角会ホームヘルプサービス事業所
(居宅介護)

【指定ホームヘルプサービス利用契約書】

ふくずみ かい ほーむ へる ぶさーび すじぎょうしょ い か じぎょうしょ りよう きぼう もの い か
福角会ホームヘルプサービス事業所（以下「事業所」といいます。）の利用を希望する者（以下
りようしゃ
「利用者」といいます。）と社会福祉法人 福角会 理事長 芳野 道子は、事業所が利用者に対し
ていきよう ほーむ へる ぶさーび す つぎ けいやく
て提供するホームヘルプサービスについて、次のとおり契約します。

（契約の目的）

だい じょう
第1条 この契約は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、利用者の身体、
ほか じょうきようおよ お かんきょう おう にゆうよく はいせつおよ しょくじなど かいご ちょうり
その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事等の介護、調理、
せんたくおよ せいそうなど か じ せいかつなど かん そうだんおよ じよげん ほかにせいかつぜんばん
洗濯及び清掃等の家事、生活等に関する相談及び助言ならびに、その他生活全般にわたる
えんじよ てきせつ おこな もくてき しょうがいしゃ せいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき しえん
援助を適切に行うことを目的とし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する
ための法律（以下「障害者総合支援法」という）に基づくサービスについて定めます。

（契約期間）

だい じょう
第2条 本契約の契約期間は、障害福祉サービス受給者証の認定期間に記載されている期間と
ほんけいやくきかんまんりようび いぜん りようしゃ しょうがいしえんくぶん へんこう う しきゅうゆうこうきかん
します。本契約期間満了日以前に利用者が障害支援区分の変更を受け、支給有効期間の
まんりようび へんこう ばあい へんこうご しきゅうゆうこうきかん まんりようび ほんけいやく じどうてき
満了日が変更された場合には、変更後の支給有効期間の満了日までに本契約は自動的に
おな ないよう こうしん けいやくきかんまんりようご おな ないよう けいやく おこな ばあい
同じ内容で更新されるものとします。契約期間満了後、同じ内容で契約を行う場合には、
じどうてき おな ないよう こうしん
自動的に同じ内容で更新されるものとします。

（サービスの内容）

だい じょう
第3条 事業所は、別紙「重要事項説明書」に定める内容のサービスを提供します。
2. サービスの提供は、サービス提供責任者・介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者
など サービスじゅうじしゃ い か あ
等のサービス従事者（以下「ヘルパー」といいます。）が当たります。
3. 事業所は、利用者の支援の必要度合又は利用者本人やその家族や後見人等（以下「家族
とう きぼう りようしゃ サービス ていきよう
等」といいます。）の希望により、利用者にサービスを提供します。
4. 事業所は、日常生活上の介護や家事又は通院等の援助に当たっては、利用者が豊かな
じぎょうしょ にちじょうせいかつじょう かいご か じまた つういんなど えんじよ あ りようしゃ ゆた

日常生活を営むことができるよう、適切な技術を持ってサービス提供を行います。

5. 事業所は、利用者の必要なときに必要なサービスの提供ができるよう努めます。

(サービス計画)

第4条 事業所は、次に掲げる事項を守って、サービス計画を実施します。

- (1) 利用者の日常生活全般の状況や必要としている利用者本人及び家族等の意向を踏まえて、サービスの目標及びサービス内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだサービス計画を作成します。
- (2) サービス計画は、別紙「居宅介護計画（居宅介護、通院介助、重度訪問介護、行動援護、同行援護）」に定めるとおりとします。
- (3) 事業所は、サービス計画作成後においても、定期的にサービス計画の実施状況の把握を行うとともに、必要に応じて当該計画の変更を行います。
- (4) 事業所は、サービス計画を作成又は変更したときには、利用者又は家族等にサービス計画の内容を説明し、同意を得ます。

(利用の中止、変更、追加)

第5条 利用者は、利用期日前において、居宅介護サービスの利用中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を契約支給量の範囲内で追加することができます。この場合にはサービス実施日の前日17時30分までに事業所に申し出るものとします。

2. 利用者が、利用期日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業所にお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむをえない事由がある場合は、取消料はいただきません。
3. 事業所は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、当該利用希望日の利用状況等により利用者の希望する期間にサービス提供ができない場合、他の利用可能な日時を利用者に提示して協議するほか、サービス提供可能な事業所の紹介などを行います。

利用者負担額

第6条 利用者は、第3条に定めるサービスに対して重要事項説明書に定める所定のサービス

利用料金のうち、利用者負担額を事業所に支払います。障害者総合支援法に基づく介護

給付費は、事業所が市町村から代理して受領します。

2. 前項の利用者負担額は、1ヶ月ごとに計算します。

利用者負担額の支払い方法等

第7条 事業所は、当月の利用者負担金合計額の請求書を、利用者へ送付します。

2. 利用者は、当月の利用者負担金の合計額を、口座振替にて支払います。

3. 事業所は、利用者から、利用者負担金の支払いを受けた時は、利用者へ領収書を発行します。ただし、銀行振込及び自動引き落としの場合は振込み書を領収書とみなしますが、必要に応じて領収書も発行します。

4. 事業所は、利用者が希望する、介護給付費対象外サービス利用料金を利用者へ請求できます。

5. 事業所は、サービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又は家族等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者又は家族等の同意を得ます。

6. 介護給付費対象外サービス利用料金については経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、事業所は利用者に対して、サービスを行う際に説明をした上で、当該サービス利用料金を相当の額に変更することができます。

7. 介護給付費対象外サービス利用料金については、その都度支払うものとします。

身体拘束の禁止

第8条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない

場合を除いて身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

ぎやくたいぼうし そち (虐待防止のための措置)

だい じょう じぎょうしゃ しょうがいふくしきーび すていきょう じゅうぎょうしゃかんそうご りょうしゃなど たい
第9条 事業者は、障害福祉サービス提供にあたり、従業員間相互において利用者等に対し
ての虐待、拘束等について防止するものとします。

2. 事業者は、障害者等の人権擁護、虐待防止の為、責任者を設置する等必要な体制をとるとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

そうだんおよ えんじょ (相談及び援助)

だい じょう じぎょうしゃ つね りょうしゃ しんしん じょうきょう お かんきょうなど てきかく はあく つと
第10条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、
りょうしゃまた かぞくとう そうだん てきせつ おう ひつよう じょげん た えんじょ おこな
利用者又は家族等の相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

けんこうち えっく (健康チェック)

だい じょう じぎょうしゃ つね りょうしゃ けんこう ちゅうい けんこうほじ てきせつ そち こう
第11条 事業所は、常に利用者の健康に注意するとともに、健康保持のために適切な措置を講じます。

けいやくしゅうりょうじ えんじょ (契約終了時の援助)

だい じょう じぎょうしゃ さーび すていきょう しゅうりょう かいやく ぼあい ふく さい ひつよう えんじょ おこな
第12条 事業所は、サービス提供の終了(解約の場合も含みます。)に際し、必要な援助を行
うとともに、終了の旨を当該市町村に連絡します。

きんきゅうじ えんじょ (緊急時の援助)

だい じょう じぎょうしゃ りょうしゃ びょうじょう きゅうへん しょう ぼあい ほかひつよう ぼあい すみ
第13条 事業所は、利用者に病状の急変が生じた場合や、その他必要な場合は、速やかに
きゅうきゅういりょうきかんまた りょうしゃ いりょうきかんなど しんりょう いらい りょうしゃ
救急医療機関又は利用者のかかりつけの医療機関等での診療を依頼し、利用者の
かぞくとう たい きんきゅう れんらく
家族等に対し、緊急に連絡します。

じぎょうしゃ ぎむ (事業所の義務)

だい じょう じぎょうしゃ さーび すていきょう りょうしゃ せいめい しんたい ざいさん あんぜん かくほ はいりよ
第14条 事業所は、サービス提供にあたって、利用者の生命・身体・財産の安全の確保に配慮
します。

2. 事業所は、この契約に基づく内容について、利用者や家族等の質問等に対して適切に説明を行います。

（守秘義務）

第15条 事業所は、正当な理由がない限りその業務上知り得た利用者又は家族等の秘密を保持する義務を負います。

2. 事業所は、ヘルパーが在職中知り得た利用者又は家族等に関する秘密を、その退職後も正当な理由なくして漏らすことのないよう必要な措置を講じます。
3. 事業所は、利用者の個人情報サービスを調整会議等で用いる場合は、利用者又は家族等の同意を予め文書で得ない限り、いかなる場合も用いることはありません。ただし、サービス計画を作成した事業所が利用者及び家族等の同意を得ている場合には、この限りではありません。

（契約の終了）

第16条 次の事項に該当する場合、契約の終了とみなします。

- (1) 契約期間が満了したとき（ただし、満了期間前に継続の手続きが取られた場合を除きます。）
- (2) 利用者が死亡した場合
- (3) 利用者が契約期間満了前に障害支援区分の変更を受けた場合
- (4) 事業所の滅失や毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- (5) 事業所が解散命令を受けた場合、破産した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

（利用者からの契約の解除）

第17条 利用者は、30日以上予告期間において利用解除書を事業所に通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、利用者は利用解除書を通知することにより直ちにこの契約を解除することができます。

- (1) 事業所が、正当な理由なく本契約に定める事項を実施しなかったとき
- (2) 事業所もしくはヘルパーが、故意又は過失により利用者の身体・財産・信用を傷つける

こと等^{など}によって、本契約^{ほんけいやく}を継続^{けいぞく}しがたい重大^{じゅうだい}な事情^{じじょう}が認め^{みと}られたとき

(3) 事業所^{じぎょうしょ}が社会^{しゃかい}通念^{つうねん}に逸脱^{いつだつ}する行為^{こうい}を行^{おこな}ったとき

事業所^{じぎょうしょ}からの契約^{けいやく}の解除^{かいじょ}

第18条^{だいじゅうはちじょう} 事業所^{じぎょうしょ}は、やむを得^えない事情^{じじょう}がある場合^{ばあい}には、利用者^{りようしゃ}に対し契約^{けいやく}解除^{かいじょ}の理由^{りゆう}を示^{しめ}した利用^{りよう}解除^{かいじょ}書^{しょ}で通知^{つうち}し、30日間^{にちかん}の予告^{よこきかん}期間^{きかん}において、この契約^{けいやく}を解除^{かいじょ}することができ
ます。ただし、次の事由^{つぎ}に該当^{じゆう}する場合^{がいたう}には、事業所^{じぎょうしょ}は利用者^{りようしゃ}に契約^{けいやく}解除^{かいじょ}の理由^{りゆう}を示^{しめ}した利用^{りよう}解除^{かいじょ}書^{しょ}を通知^{つうち}することにより、直^{ただ}ちにこの契約^{けいやく}を解除^{かいじょ}することができます。

- (1) 利用者^{りようしゃ}又は家族^{かぞく}等^{とう}が、事業所^{じぎょうしょ}に支払^{しはら}うべき利用者^{りようしゃ}負担^{ふたん}金を2ヶ月^{かげつ}以上^{いじょう}滞納^{たいのう}し、催告^{さいこく}したにもかかわらず、3ヶ月^{かげつ}以上^{いじょう}支払^{しはら}いがない場合^{ばあい}
- (2) 利用者^{りようしゃ}が医療^{いりょう}機関^{きかん}に入院^{にゅういん}し、明^{あき}らかに3ヶ月^{かげつ}以内^{いだい}に退院^{たいいん}できる見込^{みこ}みがない場合^{ばあい}、又は入院^{にゅういん}後^ご3ヶ月^{かげつ}経過^{けいこ}しても退院^{たいいん}できないことが明^{あき}らかになった場合^{ばあい}
- (3) 利用者^{りようしゃ}又は家族^{かぞく}等^{とう}が通知^{つうち}を行^{おこな}わずサービス^{さーびす}の利用^{りよう}を3ヶ月^{かげつ}間^{かん}行^{おこな}わなかった場合^{ばあい}
- (4) 利用者^{りようしゃ}がこの契約^{けいやく}を継続^{けいぞく}し難^{がた}いほどの背信^{はいしん}行為^{こうい}を行^{おこな}ったと認め^{みと}られる場合^{ばあい}

損害^{そんがい}賠償^{ばいしょう}

第19条^{だいじゅうきゅうじょう} 事業所^{じぎょうしょ}は、サービス^{さーびす}の提供^{ていきょう}により事故^{じこ}が発生^{はっせい}した場合は、利用者^{りようしゃ}の家族^{かぞく}等^{とう}に連絡^{れんらく}を行^{おこな}うとともに、必要^{ひつよう}に応じて当該^{とうがい}市^し町村^{ちやうそん}に連絡^{れんらく}を行^{おこな}う等速^{おこな}やかに必要^{ひつよう}な対応^{たいおう}を行^{おこな}います。

2. 事業所^{じぎょうしょ}は、サービス^{さーびす}を提供^{ていきょう}する上で、事業所^{じぎょうしょ}の責^{せき}に帰^きすべき事由^{じゆう}により利用者^{りようしゃ}に損害^{そんがい}を与^{あた}えた場合^{ばあい}には、その損害^{そんがい}を速^{すみ}やかに賠償^{ばいしょう}する義務^{ぎむ}を負^おいます。

損害^{そんがい}賠償^{ばいしょう}がなされない場合^{ばあい}

第20条^{だいじゅうじゅうじょう} 事業所^{じぎょうしょ}は、自己^{じこ}の責^{せき}に帰^きすべき事由^{じゆう}がない限り^{かぎ}、損害^{そんがい}賠償^{ばいしょう}責任^{せきにん}を負^おいません。

とりわけ以下^{いか}の各号^{かくごう}に該当^{がいたう}する場合^{ばあい}には、事業所^{じぎょうしょ}は損害^{そんがい}賠償^{ばいしょう}責任^{せきにん}を免^{まぬ}れます。

- 一. 利用^{りよう}契約^{けいやく}者が契約^{けいやく}締結^{ていけつ}時に利用者^{りようしゃ}の心身^{しんしん}の状^{じやう}況^{きやう}及び病歴^{びやうれき}等^{なご}の重要^{じゆうよう}事項^{じこウ}について、故意^{こい}にこれをつげず、又は不実^{ふじつ}の告示^{こくじ}を行^{おこな}ったことにもつばら起因^{きいん}して損害^{そんがい}が発生^{はっせい}した場合^{ばあい}

- 二. 利用契約者が利用者へのサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に
対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が
発生した場合
- 三. 利用者の急激な体調の変化等・事業所の実施したサービスを原因としない事由にもつ
ぱら起因して損害が発生した場合
- 四. 利用者が事業所もしくはヘルパーの指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因し
て損害が発生した場合

(利用者の損害賠償責任)

第21条 利用者の故意又は重大な過失により、その責に帰すべき事由により事業所及びヘルパー
一・その他第三者に損害が発生した場合は、利用者の責任能力を鑑みその賠償責任
を負うものとします。

(情報の保存)

第22条 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する書類等を整備し、この契約終了
後5年間保存します。

2. 利用者又は家族等は、事業所にて当該利用者に関するサービス記録を閲覧できます。
3. 利用者又は家族等は、当該利用者に関するサービス記録の複写物の交付を受けること
ができます。ただし、複写物に関しては、事業所は利用者又は家族等に対して実費相当
額を請求できるものとします。

(苦情解決)

第23条 利用者又は家族等は、事業所が提供したサービスに関する苦情がある場合は、いつで
も別紙「重要事項説明書」に記載されている苦情受付窓口に苦情を申し立てることが
できます。事業所は、苦情が申し立てられた場合は、速やかに事実関係を調査し、その
結果、改善の必要性の有無及びその方法について、利用者又は家族等に文書で報告しま
す。

2. 事業所は、利用者又は家族等が苦情の申し立てをした場合に、これを理由として利用者
に対し、一切の不利益を与えません。

^{さいばんしょかつ}
(裁判所轄)

第 24 条 この契約に関する訴訟の裁判所轄は、事業所の所在地を管轄する裁判所とします。

^{ほか}
(その他)

第 25 条 この契約に定めない事項については、障害者総合支援法その他関係法令に従い利用
者及び家族等が信義に従い誠実に協議して決定します。

本契約について、家族等の立会いにて契約を締結する場合は、立会人欄に署名押印するものとします。

上記の契約の成立を証するために、この契約書2通を作成し、利用者及び事業所が署名押印の上各自1通を所持します。

令和 年 月 日

契約者 (利用者)

住 所

氏 名 印

立会人

住 所

氏 名 印

本人との関係 ()

事業者 所在地 愛媛県松山市福角町甲1829番地

事業者名 社会福祉法人 福角会

理事長 芳野 道子 印